

特定投資準備金の額の減少について

株式会社日本政策投資銀行（以下「当行」という。）は、株式会社日本政策投資銀行法（以下「政投銀法という。」）附則第2条の27第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、2022年6月29日開催の株主総会において、①特定投資準備金の額を68,910,703,195円減少すること、②上記の効力発生日を2022年8月31日とすることを決議し、同日、財務大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

これにより、2022年8月31日を効力発生日として、特定投資準備金の額1,543,000,000,000円を68,910,703,195円減少し、1,474,089,296,805円といたします。

なお、これに伴い、政投銀法附則第2条の27第2項の規定により、34,455,351,598円を国庫に納付し、あわせて、資本準備金の額を34,455,351,597円増加することになります。

（注1）特定投資準備金について

当行は、政投銀法附則第2条の23に基づき、特定投資業務を適確に実施するため、政府が出資した金額及び資本準備金の額を減少した金額の合計額に相当する金額を、特定投資準備金として計上しております。この特定投資準備金については、政投銀法附則第2条の27第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと当行が認める場合には、株主総会決議及び財務大臣認可を経て、その額の全部又は一部を減少することができるとされております。

（注2）特定投資準備金の額の減少の日程

株主総会決議日	2022年6月29日
財務大臣認可日	2022年6月29日
公告実施日	2022年6月30日（予定）
債権者異議申述最終期日	2022年7月31日（予定）
効力発生日	2022年8月31日

【お問い合わせ先】

経営企画部 広報室 電話番号 03-3244-1180